

## 古代東アジア情勢下での律令制の受容と模索

大津透. 2020. 『律令国家と隋唐文明』東京: 岩波書店.

愛知県立大学大学院国際文化研究科日本文化専攻博士前期課程  
木全花南

本書は、古代日本の最大の特徴でもある「律令国家」の成立を、東アジアという広い枠組みの中で描き出したものである。律令は古代中国において生まれ、日本もそれに倣い律令国家を形成した。本書は、当時の東アジア情勢の中で律令国家成立の過程を描き中国と日本の律令を比較することで、日本における律令制の独自性を明らかにしようとするものである。著者は、日本古代史専攻で東京大学大学院人文社会系研究科教授の大津透氏である。

本書は「はじめに一鬼ノ城にて」と第1章から第8章と「おわりに」から構成されている。「はじめに一鬼ノ城にて」では、岡山県にある古代山城の「鬼ノ城」を取り上げる。古代山城とは7世紀の白村江の戦い後に唐・新羅に備えて造営されたものだが、「鬼ノ城」が内陸部に位置することから当時の緊張した東アジア情勢を示すとしている。

第1章「遣隋使と天皇号」では、7世紀における遣隋使の状況と天皇号の成立について述べられている。7世紀初頭に成立した徳・仁・礼・信・義を大小に分け朝廷内の序列を規定した冠位十二階は、冠位が外交上不可欠なものであったため遣隋使の開始が契機である可能性を提示している。天皇号の成立に関しても、国内に向けたものではなく対外交渉にその契機があったとしている。

第2章「東アジアの緊張のなかでの権力集中」では、7世紀における日本国内の政治的状況を唐・高句麗間の戦争等により緊張の走る東アジアの中で捉えている。律令を学ぶために遣唐使の派遣が勧められている点、大化の改新において出された改新の詔にのちの律令の編目と重なる条が存在する点に律令制の萌芽をみるが、著者は「天智朝は国土防衛が第一の課題であり、中央集権化や権力強化は進めたが、律令を体系的に継受する余裕はなかったのであろう」(p.45)と述べている。

第3章「律令制の形成と『日本』」では、7世紀における律令制の萌芽と国号「日本」の成立について述べる。「日本」という国号の成立を遣唐使が唐に朝貢した703年とみて、白村江の戦い以後の唐との緊張した関係を改め、新たな関係を構築する意図で倭から変更されたのだとする。

第4章「固有法としての律令法」では、唐の律令との比較をすることで日本の律令の独自性を明らかにしている。日本の律令は、中国の律令をそのまま継受したのではなく、一部は唐令に変更を加え、古代日本に元より存在していた固有法を制度化したものであった。著者によると、これは「東アジアの緊張した情勢のなかで生き残るために、急いで強力な国家を作る必要」(p.80)があったためである。

第5章「官僚制と天皇」では、律令の中で中央政府の規定に関する官僚制や天皇に関する条文の唐令との違いを明らかにしている。位階制の中で五位以上は貴族とされており、その五位以上を占めるのはヤマト政権を構成していた氏族たちであって、伝統的な性格を有した身

分であったという。また律令の中に天皇に関する規定がほとんどみられない点に関しては、当時の段階では天皇は律令以前の固有の性格が強く、中国に倣ったものへ変換することが困難であったためであるとしている。

第6章「帰化人と知識・技術」では、律令国家に様々な学問や文化、技術をもたらした帰化人に焦点を当てる。彼らが日本にもたらした学問は唐代の最新のものではなく古い南朝系の文化であって、ここに帰化人によってもたらされた文化の特徴がある。

第7章「吉備真備と『礼』」では、日本に様々な書物をもたらした遣唐使の中でも、吉備真備と彼が伝えた儒教の「礼」について述べられている。中国では、儒教的な社会規範である「礼」の秩序を維持するためのものとして律令が存在したが、日本では「礼」の部分は排除しそれまでの社会のあり方に当てはめる形で律令は存在していた。しかし、真備の書物将来により8世紀中葉から日本でも儒教によって天皇制を位置付けようとする動きがみられるようになった。著者はこれを「律令国家のあらたな段階」(p.139)と評価している。

第8章「鑑真来日と唐風化の時代」では、8世紀に幾度の渡航失敗とそれに伴う失明を受けながらも日本へ渡った唐の僧鑑真について記している。鑑真が日本で行ったこととして、聖武太上天皇、光明皇后らの受戒一仏の定めた戒律を受けること一と、仏教の経典や戒律の将来が挙げられる。また、「推古」などの漢風諡号の導入や天皇の名前を避ける避諱などの唐風化の状況が藤原仲麻呂時代にみられることを挙げ、「律令制展開の基礎」(p.178)となったと述べる。そして「おわりに」では、平安時代における天皇に関する儀礼のさらなる唐風化の流れを叙述し、本書を締めくくる。

本書は、冒頭でも述べた通り中国の隋唐の時代に日本において律令国家が成立した過程を描くものである。その論点は、大きく分けてふたつであると評者は考える。まず1点目は、第1章から第5章までの東アジアの切迫した情勢の中で日本における律令国家の形成を描き、日唐比較を行うことで日本令の独自性を明らかにしている点である。一般に、律令とは中国において発祥したもので日本はそれを模倣して律令国家となったと言われるが、中国の律令を全て同じ形で継受したというような単純な話ではない。それまでの日本古代社会のあり方にそぐわなかった儒教的な部分等を排除した、独自性をもっていたことを著者は特に強調している。官僚制がヤマト政権の氏族制を継承している点、天皇の存在に関しては依然として固有の古い習俗が多く残っており、律令に規定されない点などを通して、律令成立段階における日本古代国家がそれ以前の独自の制度と大陸の新しい制度の間で模索していた状況であったことを読者に印象付けるものであった。著者は、唐における律令と日本における律令の比較を行うことで、それらの独自性を明らかにし、古代日本の律令国家の姿を描き出した。

2点目は、古代日本の「礼」の受容である。第6章から第8章までの帰化人らによる知識の将来に始まり、律令国家成立段階では排除されていた中国の儒教的な要素の伝来及び受容の過程を吉備真備と鑑真という2人の人物に焦点を当てて描いている。律令成立時点では排除されていた儒教が遣唐使らによってもたらされたことで、「それまで神話的・氏族制的なイデオロギーに依拠していた天皇制が、儒教や礼制によって根拠づけられるようになった」(p.139)のである。このように、古代日本における律令制の成立を「礼」の受容を基準として段階的に位置付けたことに本書の意義を見出すことができる。

また本書の特徴として、特にその前半部分において隋唐、朝鮮半島、日本の国際情勢について詳細に述べられている点が挙げられる。ここに本書の高く評価できる点がある。古代日本

の律令国家は、「東アジアの緊張のなかで、唐や新羅に滅ぼされない強力な支配をめざし、中央集権的な国家」(p.73)を理想としたものであった。古代日本において、本書で述べられていたような遣隋使、遣唐使をはじめとして朝鮮半島から渡来してきた人々等の存在があり、大陸中国や朝鮮半島との関係は非常に密接なものであった。6世紀の隋・高句麗間、新羅・日本間の緊張状態や7世紀の白村江の戦い、百済、高句麗の滅亡、羅唐戦争と、当時の国際情勢は目まぐるしく変化しており、当然日本もこれらの状況と無縁ではいられなかったのである。これらの情勢を踏まえて東アジアという広い視点の中で考察された本書は、立体的で鮮明な古代日本の姿を読者に示している。

本書は東アジアにおける日本の姿を描いているため、『日本書紀』『続日本紀』のような日本の史料のみならず『旧唐書』『新唐書』をはじめとした中国の史料を多く引用している。さらにこれらの漢文史料は全て読み下したうえで引用されており、非常に理解しやすいものとなっている。古代日本の実態を広く東アジアの中で捉え、律令国家という側面から描き出した本書は、日本古代史を専攻する者のみならず、歴史学に興味を持つ者に勧めたい、良書である。